



公共下水道を使用する
工場・事業場の皆様へ

事業場排水の水質規制



函館市企業局

はじめに

下水道は、家庭や工場・事業場から出される汚水(排水)を下水終末処理場で微生物の働きなどにより、きれいにしてから河川や海へ流しています。

しかし、高濃度の排水や有害物質を含んだ排水などは完全に処理することが困難で、下水道施設を破損させたり、下水処理場の浄化能力を失わせ、河川や海などの環境を汚染することがあります。

そのため、「下水道法」および「函館市下水道条例」では、下水道に汚水を流す工場・事業場について排水の水質規制を行っています。

この手引きは、公共下水道を使用する場合の排水に係る水質規制のあらましや各種届出について説明したものです。これを参考に、工場・事業場の皆様には規制内容について十分ご理解いただき、適正な水質管理に勤められますようご協力をお願いします。

目次

1. 公共下水道に流してはいけない下水について	… 1
2. 食品の汚れの例(BOD一覧表)	… 2
3. 下水排除基準	… 3
4. 下水道法の特定施設とは？	… 4
5. 工場・事業場では、何をすればいいのですか？	… 4
6. 工場・事業場の設置者は次の届出が必要です	… 5
7. 届出に関する事務の流れ	… 5
8. 届出の概要	… 6
9. 水質の測定義務および記録・保存	… 7
10. 報告の義務(下水道法第39条の2)	… 7
11. 立入検査および改善命令等	… 8
12. 事業場にて水質事故が起こったときには	… 9
巻末資料. 下水道法の特定施設一覧表	…11

1. 公共下水道に流してはいけない下水について

下水道へはどんな下水も流せるわけではありません。

強い酸性やアルカリ性の排水は下水道施設の腐食を招くほか、有害物質を含む排水は下水処理場の処理能力を低下させるなど、大きな影響を及ぼします。

このため、公共下水道へ流す下水については、水質規制が行われています。

この水質基準に違反すると改善命令や罰則の対象となります。

規制項目と下水道へ与える影響

規制項目	排水の特徴	下水道に対する影響
温度	水温の高い排水	<ul style="list-style-type: none"> ・管渠清掃の妨害。 ・悪臭の発生源。 ・下水道管の腐食を早める。
水素イオン濃度(pH)	酸性・アルカリ性の排水	<ul style="list-style-type: none"> ・他の排水と混合して、有毒ガス・悪臭を発生することがある。 ・下水道管を腐食させる。 ・処理場での微生物処理を妨げる。
生物化学的酸素要求量(BOD)、窒素、 ^{りん} リン、アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	高濃度の有機物を含む排水	<ul style="list-style-type: none"> ・高濃度の場合、微生物処理を妨げる。
浮遊物質(SS)	浮遊物質や固形物を含む排水	<ul style="list-style-type: none"> ・下水管を詰まらせる。
ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類、鉱油類)	油脂類を含む排水	<ul style="list-style-type: none"> ・油分が固まり、下水管閉塞のおそれ。 ・ガソリン等の鉱油は、下水道管内や処理場で火災や爆発を発生させるおそれ。 ・処理場での微生物処理を妨げる。
シアン化合物	シアンを含む排水	<ul style="list-style-type: none"> ・青酸ガスの発生により、下水道管の作業員に危険がおよぶ。 ・処理場での微生物処理を妨げる。
カドミウム、 ^{りん} 有機リン、鉛、六価 ^ひ クロム、砒素、水銀及びアルキル水銀・その他の水銀、ポリ塩化ビフェニル、セレン、銅、亜鉛、鉄(溶解性)、マンガン(溶解性)、クロム、ほう素、ふっ素、チウラム、シマジン、チオベンカルブ	重金属などの有害物質を含む排水	<ul style="list-style-type: none"> ・処理場での微生物処理を妨げる。 ・汚泥の処理、処分を困難にする。
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサン	有機溶剤等を含む排水	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道管内で揮発し、下水道管内での作業を危険にする。 ・処理場での微生物処理を妨げる。 ・発ガン性の疑いがある物質である。
フェノール類	フェノール類を含む排水	<ul style="list-style-type: none"> ・処理場での微生物処理を妨げる。 ・高濃度の場合、悪臭の原因となる。
ダイオキシン類	ダイオキシン類を含む排水	<ul style="list-style-type: none"> ・汚泥の処理、処分を困難にする。 ・発ガン性等々、環境ホルモンとしても疑われている。
^{よう} 酸素消費量	腐敗した排水	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道管内を酸欠にし、硫化水素ガスを発生させ、作業を危険にする。 ・汚泥の処理、処分を困難にする。

2. 食品の汚れの例(BOD一覧表)

BODとは、微生物が水の汚れを分解する際に使う酸素量であり、生物学的酸素要求量[m g/L]で表します。BODの値が高いほど下水が汚れていることを表します。

このような汚水を鯉や鮒が住める水にするためには下表にあるように多くの水で薄める必要があります。

鯉や鮒が住める水質：BODが5mg/L以下

品 目	捨てる量	換算BOD量 (mg)	鯉や鮒が住める水に するために必要な水の量
天ぷら油 (使用済み) 	500mL (鍋1杯)	750,000	約150,000L
しょう油 	15mL (小皿1杯)	2,250	約450L
みそ汁 (じゃがいも) 	180mL (茶碗1杯分)	7,000	約1,400L
ラーメンの スープ 	200mL (どんぶり1杯分)	5,400	約1,080L
米3カップの とき汁 	500mL	6,000	約1,200L
マヨネーズ 	15mL (大さじ1杯)	20,000	約4,000L
牛乳 	200mL (コップ1杯)	16,000	約3,200L
ビール 	180mL (コップ1杯)	15,000	約3,000L
水洗便所 	1L	260	約50L

※下水排除基準は、600mg/L未満

3. 下水排除基準

下水道法の規定に基づく下水排除基準

物質又は項目		函館湾処理区域	南処理区域
		函館湾浄化センター	函館市南部下水終末処理場
有害物質	カドミウム及びその化合物	※3 0.01mg/L以下	0.03mg/L以下
	シアン化合物	検出されないこと	1mg/L以下
	有機 ^{りん} 化合物	検出されないこと	1mg/L以下
	鉛及びその化合物	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	0.2mg/L以下
	砒 ^び 素及びその化合物	0.05mg/L以下	0.1mg/L以下
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.0005mg/L以下	0.005mg/L以下
	アルキル水銀化合物	※2 検出されないこと	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
	トリクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
	テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
	ジクロロメタン	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下
	四塩化炭素	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
	1, 2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下
	1, 1-ジクロロエチレン	1mg/L以下	1mg/L以下
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下	0.4mg/L以下
	1, 1, 1-トリクロロエタン	3mg/L以下	3mg/L以下
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下
	1, 3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
	チウラム	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下
	シマジン	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下
	チオベンカルブ	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下
	ベンゼン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
	セレン及びその化合物	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
	ほう素及びその化合物	230mg/L以下	230mg/L以下
	ふっ素及びその化合物	15mg/L以下	15mg/L以下
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素含有量	380mg/L未満	380mg/L未満
	1, 4-ジオキサン	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下
	ダイオキシン類 ※1	※4 10pg-TEQ/L以下	10pg-TEQ/L以下
	生活環境項目など	水素イオン濃度 (pH)	5を超え9未満
生物化学的酸素要求量 (BOD)		600mg/L未満	600mg/L未満
浮遊物質 (SS)		600mg/L未満	600mg/L未満
ノルマルヘキサン		5mg/L以下	5mg/L以下
抽出物質含有量		30mg/L以下	30mg/L以下
フェノール類		5mg/L以下	5mg/L以下
銅及びその化合物		3mg/L以下	3mg/L以下
亜鉛及びその化合物		2mg/L以下	2mg/L以下
鉄及びその化合物 (溶解性)		10mg/L以下	10mg/L以下
マンガン及びその化合物 (溶解性)		10mg/L以下	10mg/L以下
クロム及びその化合物		2mg/L以下	2mg/L以下
窒素含有量		240mg/L未満	—
有機 ^{りん} 含有量		32mg/L未満	—
温度	45度未満	45度未満	
有機 ^{よう} 窒素消費量	220mg/L未満	220mg/L未満	

※1 ダイオキシン類は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン類の毒性に換算した値である。

※2 「検出されないこと。」とは、下水の水質の検定方法等に関する省令に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

※3 〇の数値は、北海道が条例で定める排水基準により、函館湾処理区域内の水量2,000m³/日以上の特定事業場に乗せ排水基準として適用される数値である。【下水道法施行令第9条の4第4項】

※4 〇の数値は、ダイオキシン類に係る特定施設が設置されたときに、函館湾処理区域内の事業場に適用される。

4. 下水道法の特定施設とは？

特定施設とは、排水の水質規制が必要な施設として下水道法第11条の2第2項にて定められているもので、

- 1 水質汚濁防止法に規定された特定施設
- 2 ダイオキシン類対策特別措置法に規定されている水質基準対象施設

の両方となっています。（特定施設一覧：P. 11～P. 16に掲載）

この「特定施設」を設置している工場・事業場のことを「特定事業場」といい、それ以外を「非特定事業場」といいます。

5. 工場・事業場では何をすればいいのですか？

下水排除基準に適合させるためには

事業場から排除する下水の水質を下水排除基準に適合させるために、次のことを検討してください。

- 1 製造方法・工程等を工夫する。
- 2 薬品・原材料の使用方法を工夫する。またこれらの使用量の減量化を図る。
- 3 廃液を回収し、処理業者へ処理を委託する。

これらの方法でも下水排除基準に適合できない場合には、下水道へ流す前に有害物質を取り除くための「除害施設等」を設置しなければなりません。

事業場排水における汚れの一例（BOD）

P. 2にある一覧表のように、事業場においても排除される下水の汚れについて下水排除基準に適合させるには大量の水が必要となります。

品目	捨てた時のBOD量（換算）	BOD：600mg/L未満 （排水基準）にするために必要な水の量
天ぷら油(使用済み) 	油1LでBOD量は 1,000,000mg	油1Lに対し 約1,700L
しょう油 	しょう油1LでBOD量は 150,000mg	しょう油1Lに対し 約250L

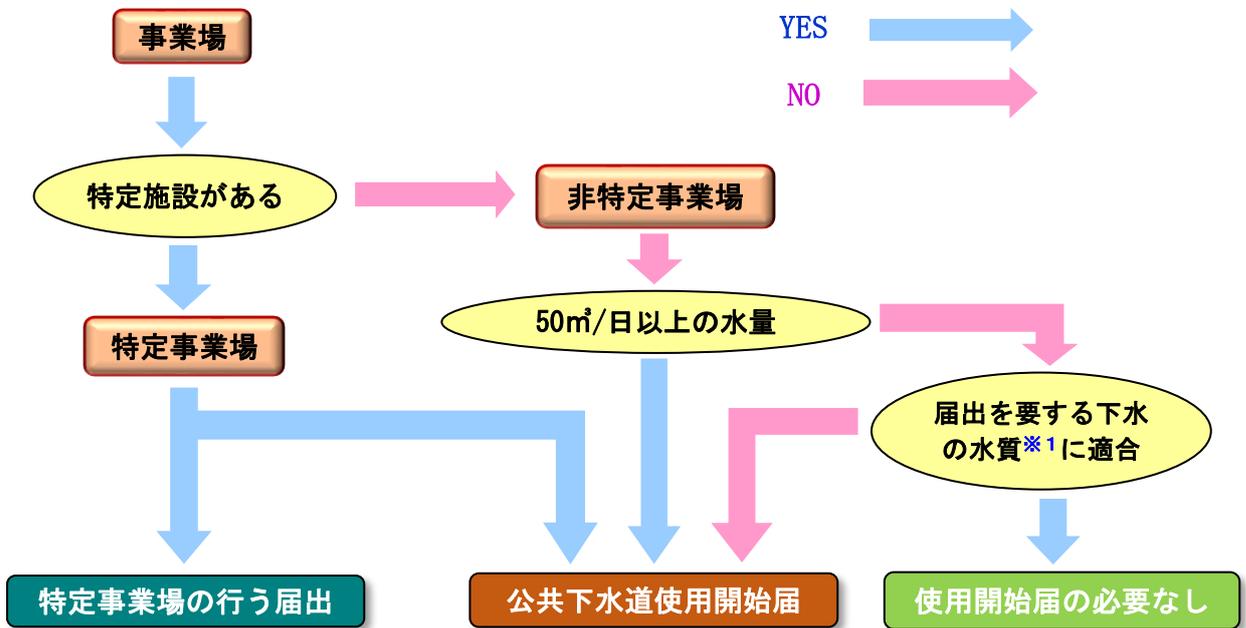
下水排除基準に適合しない排水を流した場合には

下水排除基準に適合しない排水を流した特定事業場は、下水道法による罰則（6月以下の懲役または50万円以下の罰金。過失による場合は、3月以下の禁錮または20万円以下の罰金）を受けることがあります。【下水道法第46条】

また、基準に適合しない排水を流すおそれのある特定事業場に対しては、特定施設の改善を命令したり、特定施設を使うことや公共下水道への排水を一時停止するよう命令することがあります。【下水道法第37条の2、第38条第1項第1号】

6. 工場・事業場の設置者は次の届出が必要です

- 継続して汚水を公共下水道へ流すには、事業場がある市の公共下水道管理者（函館市企業局）へ「公共下水道使用開始届」の提出が必要となります。【下水道法第11条の2】
- また、届出した汚水量や水質を変更する場合は「公共下水道使用変更届」を提出する必要があります。【下水道法第11条の2第2項】
- この事業場が特定施設を有している場合、あわせて「特定施設設置届出書」を提出してください。【下水道法第12条の3第1項】（P.6参照）



届出の受付・審査は、函館市企業局 上下水道部業務課 水質指導担当にて行っています。

※1：「使用開始等の届出を要する下水の水質」に関しては、函館市公式ホームページ内「公共下水道への排水規制」をご確認ください。

7. 届出に関する事務の流れ

事業者	函館市
届出書の提出 内容審査のため 工事着工の60日前 までに提出	形式審査 —— 形式的な事柄について審査する。(必要書類・記入漏れなど) 訂正が必要な箇所は訂正を求め、訂正不能の場合は返却する。
	↓ 受理
	↓ 受理書交付 —— 形式的な事柄がすべて整っているとき。
	↓ 内容審査 —— 届出書による処理方法で下水排除基準に違反せずには排除できるかどうか審査する。
	← 計画変更命令等 ……届出が不適正などに行うことができる
	← 実施制限期間短縮通知書発 ……下水道管理者が特に早期着工を認めた場合
	↓ 早期着工
着工	
↓ 工事完了	

8. 届出の概要

1 特定事業場に関する届出

特定施設[※]を設置している事業場、あるいは特定施設を設置しようとする事業場は、公共下水道使用開始届に加え、**函館市企業局に次のような届出の提出が必要となります。**[※]

届出の種類	届出を要する場合	届出の期限
特定施設設置届出書	公共下水道を使用している者が新たに特定施設を設置する場合 【法第12条の3第1項】	工事着手の 60日前まで
	使用している施設が新たに特定施設に指定された場合 【法第12条の3第2項】	
特定施設使用届出書	特定施設を設置している者が新たに公共下水道を使用する場合 【法第12条の3第3項】	使用開始日から 30日以内
	特定事業場が特定施設の構造・使用の方法・汚水処理の方法（グリーストラップ等）・下水の量や水質などを変更しようとする場合 【法第12条の4】	
特定施設の構造等変更届出書	特定施設を設置した事業場が、届出者の氏名・所在地・事業場の名称などを変更しようとする場合 【法第12条の7】	各変更に伴う 工事着手の60日前まで
氏名変更等届出書	特定施設の使用を廃止した場合 【法第12条の7】	
特定施設使用廃止届出書	特定施設を設置した届出者から施設を譲り受け、借り受けた場合 【法第12条の8第3項】	承継した日から 30日以内
承継届出書		

の届出は受理された日から60日経過した後でなければ着工できません。ただし、この期間を短縮できる場合があります。【下水道法第12条の6】

※ 特定施設：別表1・2の「特定施設一覧等」をご参照ください。

※ これらの届出を行わなかった場合は、処罰の対象となる場合があります。

{ 「設置届」・「構造等変更届」：3月以下の懲役又は20万円以下の罰金
 { 「氏名変更等届出」・「承継届」・「使用廃止届」：10万円以下の過料

2 非特定事業場に関する届出

非特定事業場で除害施設（グリーストラップ等）を設置しようとする事業場は、**函館市企業局に次のような届出の提出が必要となります。**

届出の種類	届出を要する場合	届出の期限
除害施設設置計画届書	公共下水道を使用している者が除害施設を設置しようとする場合 【函館市下水道条例第5条の2・3】	あらかじめ (除害施設の設置に 関係する工事前)

・グリーストラップの維持管理に関しては、函館市公式ホームページ内「公共下水道の排水規制」にある「除害施設（グリース阻集器等）の設置および適正管理について」をご確認ください。

9. 水質の測定義務および記録・保存

● 水質測定の義務【下水道法第12条の12】

・公共下水道に下水を排除する特定施設の設置者は、定期的な下水の水質測定が義務づけられています。また、測定結果は記録し、5年間保存してください。

【下水道法12条の12，下水道法施行規則第15条】

・測定方法，測定箇所および記録の方法については，函館市企業局 上下水道部業務課 水質指導担当へお問い合わせください。

● 水質測定の項目および頻度【下水道法施行規則第15条第2項】

測定項目	測定回数
水温または水素イオン濃度(pH)	排水の期間中1日1回以上
生物化学的酸素要求量(BOD)	14日の排水期間ごとに1回以上
その他の測定項目	7日の排水期間ごとに1回以上
ダイオキシン類	1年の排水の期間ごとに1回以上

※ ただし，公共下水道管理者（函館市企業局）は各事業場の状況を勘案し，測定項目の回数について，別に定めることができます。

10. 報告の義務【下水道法第39条の2】

特定施設や除害施設等の工場・事業場の届出者は，下水道を適正に管理するために市から求められた場合，次の内容について報告をしなければなりません。

- ① 下水を排除する工場・事業場の状況
- ② 除害施設等の状況
- ③ 排除する下水の水質

- これらの報告をしない者，または虚偽の報告をした場合
→ 20万円以下の罰金が適用されます。【下水道法第49条】

11. 立入検査および改善命令等

● 立入検査に応じる義務

【下水道法第13条, 第37条の2および第38条第1項】

当局職員は、公共下水道の施設や機能を守り、終末処理場からの放流水の水質を適正に保つために、事業場に立ち入り、排水設備、特定施設および除害施設等についてを検査できるようになっています。

【下水道法第13条】

- 立入検査を拒み、妨げ又は忌避した場合には、20万円以下の罰金が適用されます。

【下水道法第49条】

● 罰則

違反内容		罰則内容	根拠法令(下水道法)
①	・公共下水道施設の機能に障害を与えて、下水の排除を妨害した者。	5年以下の懲役または100万円以下の罰金	第44条第1項
②	・みだりに公共下水道の施設を操作して、下水の排除を妨害した者。	2年以下の懲役または50万円以下の罰金	第44条第2項
③	・計画変更命令、改善命令または監督処分等に係る命令に違反した者。	1年以下の懲役または100万円以下の罰金	第45条
④	・公共下水道への排除基準違反者。 ・事故時の措置に対する命令違反者。	6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金	第46条第1項
⑤	・排除基準違反者(過失による)。	3ヶ月以下の禁錮または20万円以下の罰金	第46条第2項
⑥	・特定施設の設置または構造等変更の届出を提出せず、または虚偽の届出を提出した者。	3ヶ月以下の懲役または20万円以下の罰金	第47条の2
⑦	・特定施設の使用開始の届出をせず、または虚偽の届出をした者	20万円以下の罰金	第49条第1号
	・特定施設の実施制限に違反した者		第49条第2号
	・下水の水質の記録をせず、または虚偽の記録をした者		第49条第3号
	・公共下水道管理者による特定施設、除害施設の検査を拒みまたは忌避した者		第49条第4号
	・事業場等の状況、除害施設またはその排除する下水の水質に関し必要な報告をせず、または虚偽の報告をした者		第49条第5号
⑧	・氏名等変更、使用廃止または承継の届出をせず、または虚偽の届出をした者	10万円以下の過料	第51条

注意

- (1) 法人代表者または法人もしくは人の代理人その他の従業員が、その法人または人の業務に関して①～⑦の違反行為をしたときは、行為者のほか、その法人または人も罰せられます。(両罰制度)
- (2) ④および⑤が、特定事業場の下水に関する直罰制度による罰則となります。

12. 事業場にて水質事故が起こったときには

- 1 特定事業場において、政令で規定する有害物質または油が、公共下水道に流入する事故が発生した場合は、直ちに応急措置を講じ、速やかにその事故の状況、講じた措置の概要を公共下水道管理者（函館市企業局）へ届出なければなりません。

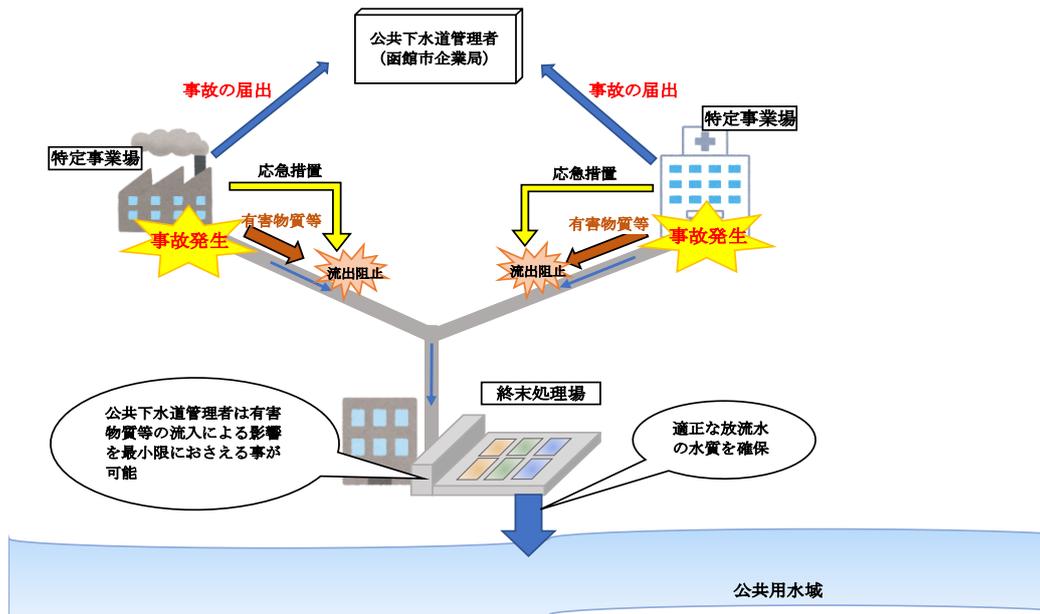
【下水道法第12条の9第1項】

適切な応急措置を講じていない場合、函館市企業局が応急措置を命ずることがあります。

【下水道法第12条の9第2項】

※ 水質事故の例

火災の発生・停電等での除害施設等の機能停止・貯蔵タンクや配管等の破壊・操作ミス



出典：「有害物質等流入事故対応マニュアル 平成17年11月」国土交通省年・地域整備局下水道部

- 2 応急措置を講ずべき命令に違反した場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（過失の場合、3月以下の禁錮又は20万円以下の罰金）が適用されます。

【下水道法第46条第1項および第2項】

事故時の措置の対象となる有害物質および油

水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質およびダイオキシン類	
カドミウム及びその化合物	シス-1,2-ジクロロエチレン
シアン化合物	1,1,1-トリクロロエタン
有機 ^{りん} リン化合物	1,1,2-トリクロロエタン
鉛及びその化合物	1,3-ジクロロプロペン
六価クロム化合物	チウラム
ヒ素素及びその化合物	シマジン
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	チオベンカルブ
ポリ塩化ビフェニル	ベンゼン
トリクロロエチレン	セレン及びその化合物
テトラクロロエチレン	ほう素及びその化合物
ジクロロメタン	ふっ素及びその化合物
四塩化炭素	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
1,2-ジクロロエタン	1,4-ジオキサン
1,1-ジクロロエチレン	ダイオキシン類

水質汚濁防止法施行令第3条の4各号に掲げる油	
原油	灯油
重油	揮発油
潤滑油	動植物油
軽油	

● 事故時の連絡先

① 通報内容について

- ・ 事故が発生した特定事業場の名称，所在地
- ・ 報告者の所属，氏名，連絡先
- ・ 事故の概要（発生日時，流入物質およびその量，発生原因，被害状況等）
- ・ 応急措置の内容（被害拡大防止のために取った措置）
- ・ 他機関への連絡の有無（環境部局，消防，警察等）

② 事故時の緊急連絡先

【平日の8：45から17：30まで】

函館市企業局上下水道部業務課水質指導担当

TEL：0138-27-8746

【上記以外の時間帯】

函館市企業局宿日直室

TEL：0138-27-8746

● 水質事故に関する届出について

事故後には，次の内容を届出する必要があります。

- ① 上記通報内容（詳細を整理したもの） [「事故時措置届出書」\(PDF\)](#)
- ② 事故時再発防止のための措置 [「事故時再発防止改善措置」\(PDF\)](#)

※ 各届出書様式に関しては，[函館市公式ホームページ内「公共下水道の排水規制」](#)にてダウンロード可能です。

下水道法の特定施設一覧表

別表1 水質汚濁防止法に規定する特定施設 別表第一(第1条関係)

No.	業種および特定施設	No.	業種および特定施設
1	<p>鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設 	9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
1-2	<p>畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 豚房施設(豚房の総面積が50㎡未満の事業場に係るものを除く。) ロ 牛房施設(牛房の総面積が200㎡未満の事業場に係るものを除く。) ハ 馬房施設(馬房の総面積が500㎡未満の事業場に係るものを除く。) 	10	<p>飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設
2	<p>畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 湯煮施設 	11	<p>動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
3	<p>水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 	12	<p>動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
4	<p>野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設 	13	<p>イースト製造業の用に供する施設であって次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
5	<p>みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設 	14	<p>でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ 分離施設 ニ 洗だめ及びこれに類する施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	15	<p>ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
7	<p>砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設 	16	麺類製造業の用に供する湯煮施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう	17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
		18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
		18-2	<p>冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
		18-3	<p>たばこ製造業の用に供する施設であって次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設

No.	業種および特定施設
19	<p>紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
20	<p>洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
21	<p>化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21-4	<p>パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 湿式パーカー ロ 接着機洗浄施設
22	<p>木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 湿式パーカー ロ 薬液浸透施設
23	<p>パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料浸せき施設 ロ 湿式パーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設(抄造施設を含む。) リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
23-2	<p>新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	<p>化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
25	削除
26	<p>無機顔料製造業の用に供する施設であって次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機

No.	業種および特定施設
	<ul style="list-style-type: none"> ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
27	<p>前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
28	<p>カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロプレノンモノマー洗浄施設
29	<p>コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	<p>発酵工業(第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
31	<p>メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	<p>有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設

No.	業種および特定施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
37	前六号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設

No.	業種および特定施設
	ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
38-2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
46	第28号から前号までに掲げる事業場外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設(第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ) ホ 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設

No.	業種および特定施設
	ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
51-2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51-3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
59	碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設(熔融塩電解施設を除く。) ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設

No.	業種および特定施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)
64-2	水道施設(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定するものをいう。)工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第6項に規定するものをいう。)又は自家用工業用水道(同法第21条第1項に規定するものをいう。)の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの(これらの浄水能力が1日当たり1万㎡未満の事業場に係るものを除く。) イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66-2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く。)
66-3	旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定するもの(住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く。)をいう。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設
66-4	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。以下同じ。)に設置されるちゅう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。)が500㎡未満の事業場に係るものを除く。)
66-5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が360㎡未満の事業場に係るものを除く。)
66-6	飲食店(次号及び第66号の8に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が420㎡未満の事業場に係るものを除く。)
66-7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が630㎡未満の事業場に係るものを除く。)
66-8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が1500㎡未満の事業場にかかるものを除く。)
67	洗濯業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設

No.	業種および特定施設
68-2	病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> ちゅう房施設 <input type="checkbox"/> 洗浄施設 <input type="checkbox"/> 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69-2	卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。) (主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。)に設置される施設であって、次に掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総面積が1000㎡未満の事業場に係るものを除く。) <input type="checkbox"/> 卸売場 <input type="checkbox"/> 仲卸売場
70	廃油処理施設(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定するものをいう。)
70-2	自動車特定整備事業(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条に規定するものをいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800㎡未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)
71	自動式車両洗浄施設
71-2	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> 洗浄施設 <input type="checkbox"/> 焼入れ施設
71-3	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するものをいう。)である焼却施設
71-4	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。))をいう設置するもの <input type="checkbox"/> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設

No.	業種および特定施設
71-5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)
71-6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)
72	し尿処理施設(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。)
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前二号に掲げるものを除く。)

別表2 ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設（施行令 別表第二（第一条関係））

No.	業種および特定施設
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設
11	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジンドロ[3,2-b:3',2'-m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
13	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
14	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設
15	別表第一第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設
17	フロン類(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成6年政令第308号)別表一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設(第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの)に限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)

事業場の排水規制に関するお問合せ先(提出先)

函館市企業局上下水道部業務課水質指導担当

〒 040-8541 函館市末広町5番14号

TEL (0138)27-8746 FAX (0138)22-5075

E-mail : suishitsusidou-hw@city.hakodate.hokkaido.jp

届出書の様式等は、以下のサイトにてダウンロード可能です。

函館市公式ホームページ内「公共下水道の使用等に関する提出書類」

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/shinsei/docs/2014012801607/>